

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(資金前渡できる経費) 第37条 (略) (1)―(8) (略) (9) <u>日本放送協会に対して支払う受信料</u> (10)―(20) (略)		(資金前渡できる経費) 第37条 (略) (1)―(8) (略) (9) <u>貸金庫賃借料</u> (10)―(20) (略)	
別表第1 (第3条関係)	別紙のとおり	別表第1 (第3条関係)	別紙のとおり
別表第2 (第8条関係)	別紙のとおり	別表第2 (第8条関係)	別紙のとおり
別表第3 (第10条関係)	別紙のとおり	別表第3 (第10条関係)	別紙のとおり
別表第4 (第13条関係)	別紙のとおり	別表第4 (第13条関係)	別紙のとおり

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。